

静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

すべての人に楽しく安全な道筋づくり



静岡市

交通バリアフリー基本構想のあらまし

交通バリアフリーとは

高齢者や障害者などすべての人が、障害の有無に関わらずごく普通に生活を営むことができるよう、社会の中のあらゆる障壁を取り除いていくことが求められています。特に公共交通機関を利用した円滑な移動が可能となる社会環境の整備をいいます。

交通バリアフリー法とは

交通バリアフリーを実現させるため平成12年11月に新たに制定された法律で、正式名称を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といいます。

国は移動円滑化の基本方針を定め、市町村は一定規模の鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設ごとに基本構想を策定することができます。

現状と課題

全国的な課題

- 急速に進む高齢化社会
- 障害者が障害を持たない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション」の考え方の広まり

静岡駅周辺地区の課題

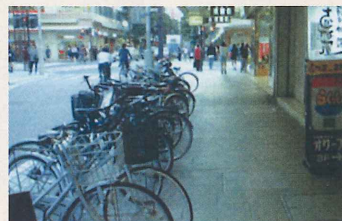
- 静岡市の平成13年度の65才以上の人口は15%
- 人と車両が集中することによる様々な移動の障害



駅前交差点



地下道の段差



路上駐輪

交通バリアフリー法の基本的枠組み

基本方針(国)

- 移動円滑化の意義および目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針など

公共交通事業者が講ずべき措置

- 新設の旅客施設、車両について基準適合義務
- 既設の旅客施設、車両について基準適合努力義務

重点整備地区における
バリアフリー化の
重点的・一体的な推進

基本構想(市町村が作成)

公共交通特定事業

公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業

都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

駅前広場、通路等の施設において必要な措置 駐車場、公園等の整備など

静岡駅周辺地区における基本構想の策定

各関係機関(国・県・市町村・公共交通事業者・公安委員会)が連携してバリアフリー化を集中実施

基本構想の目標及び基本方針

上位計画や関連計画と整合を図り、基本構想の目標と基本的な方針を設定しました。

基本構想 の 目標

第8次静岡市総合計画

静岡市都市計画
マスタープラン

「すべての人に楽しく安全な道筋づくり」

- 県都として商業、業務、文化施設や歴史遺産が集積するコンパクトな都心を活かした都市を実現することが、地域の魅力を向上させまちの発展につながります。
- そのために、高齢者、障害者のみならず、市民及び来訪者までを含めたすべての人に楽しく安全な人優先の道筋（経路）づくりを目指します。

静岡県福祉のまちづくり条例

バリアフリー化に対する
関連計画（静岡市障害者プランなど）

基本的な 方針

すべての人が便利に使える道筋づくり

- 障害者、高齢者等が、自らの意思で自由に移動できる道筋づくりの推進を行います。
- 総合的な交通ネットワークやまちづくりの方針と整合した、わかりやすい道筋づくりの推進を行います。
- 特定旅客施設だけでなくバスのりば等の安全で円滑な利用にも配慮した便利な道筋づくりの推進を行います。

関係事業者の協力による一体的・総合的な道筋づくり

- 関係事業者間で整合を図りながら、相互に連携した連続性のある道筋づくりの推進を行います。
- 歩道や施設の整備状況を踏まえながら、短期間に効率的な道筋づくりの推進を行います。
- バリアフリーに関する情報の提供や高齢者・障害者などに対する理解を深めるために、広報活動や啓発活動の推進を行います。

賑わいや表情のある楽しい道筋づくり

- ゆとりのある歩行空間の確保や休憩施設の整備等により、多くの人が集まり、賑わうことのできる道筋づくりの推進を行います。
- 公共施設や福祉施設を結ぶだけでなく、商店街、繁華街、観光ルート等、市民や来訪者の様々な目的に対応した、経路の連携による、楽しい道筋づくりの推進を行います。

静岡駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区

重点整備地区の指定

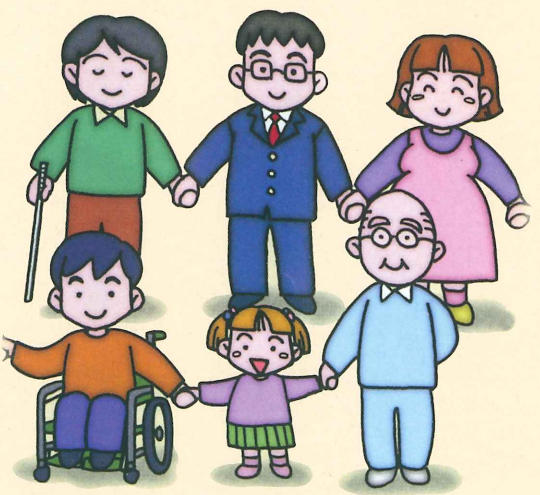
JR静岡駅・静岡鉄道新静岡駅ターミナルから500m～1kmの徒歩圏で官公庁など高齢者・障害者などが通常利用する施設(主要な目的施設)を含む範囲(約200ha)を指定しました。

特定経路の指定

JR静岡駅・静岡鉄道新静岡駅ターミナルと高齢者・障害者などが通常利用する施設(主要な目的施設)を結ぶ経路(延長約10km)を特定経路として指定し、バリアフリー化を進めます。

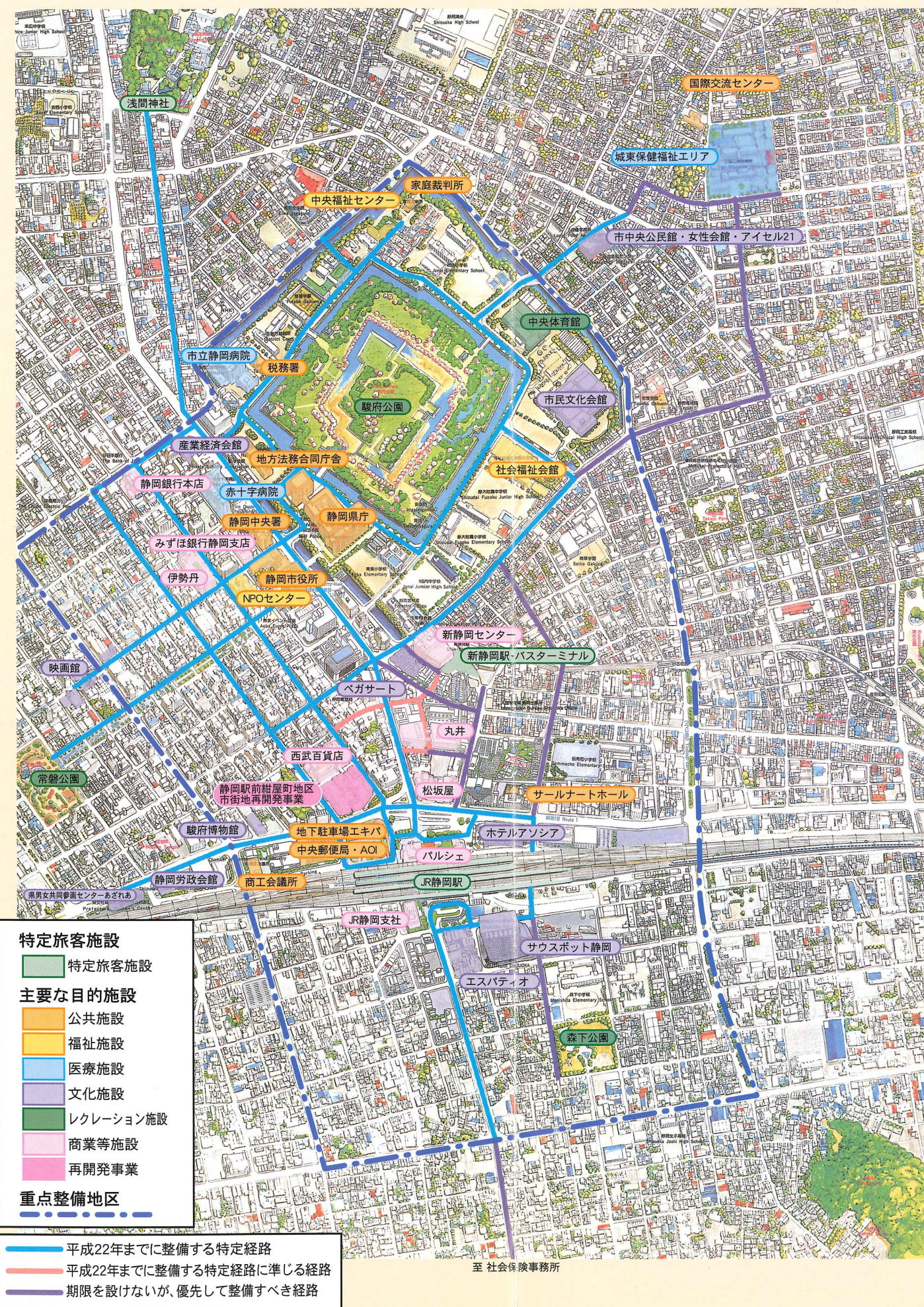
特定経路に準じる経路等の指定

上記以外の経路で歩行者通行量や高齢者などからご指摘の多い経路を「特定経路に準じる経路」や「期限を設けなが、優先して整備すべき経路」として指定しました。



実施すべき事業

実施すべき事業の方針に沿って、公共交通事業者の実施する事業、道路管理者が実施する事業、公安委員会の実施する事業を定めました。
また、駅前広場のバリアフリー化や公共駐車場、公園内施設と特定経路までの間のバリアフリー化など、その他の事業として定めました。



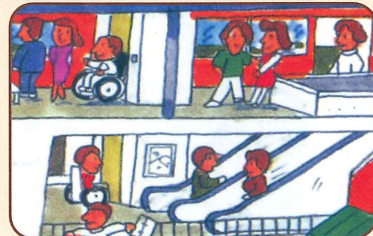
実施すべき事業の方針

- 特定経路の移動円滑化
- 信号機の音響化
- 自転車対策
- 駐車場、公園の移動円滑化
- 駅前広場の移動円滑化
- 旅客施設の移動円滑化
- 整備仕様の統一化の検討

実施すべき事業の内容

公共交通事業者が実施する事業

- JR静岡駅
 - ・新幹線ホーム(3階)から改札口(1階)までのエレベーター・エスカレーターの設置〔平成13～14年度〕
 - ・案内サインの改修



静岡鉄道新静岡駅・バスターミナル

- ・鉄道とバス又はバス相互間の乗り継ぎ経路のバリアフリー化
- ・特定経路へ接続する通路における有効幅員の確保、勾配及び段差の改善
- ・身体障害者対応型トイレの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・案内サインの改修



道路管理者が実施する事業

- ・植栽や電柱の移設等による有効幅員の改善
- ・歩道等の路面の段差や凹凸及び勾配等の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置及び縁石等による歩道と車道の分離
- ・歩行者のための案内標識や照明・休憩施設の設置
- ・バス停部での低床バスに対応した歩道の高さの確保、ベンチ及び上屋の設置

公安委員会(警察)が実施する事業

- ・特定経路上の信号機について、音響信号機の設置等を実施
- ・違法駐輪行為の防止のための取り締まり、広報の強化

関係機関や地域住民の協力

交通バリアフリー実現のために

公共交通機関を利用して円滑な移動ができるような社会環境整備に向けて、関係機関や地域にお住まいの皆様方のご協力をお願いします。

関係機関は連携を密にして「すべての人に楽しく安全な道筋づくり」を目指しましょう

ポイント 1

視覚障害者誘導ブロック



公共交通事業者

幅の広い歩道



道路管理者

音響信号機



公安委員会

高齢者・障害者などに対する理解を深めましょう

ポイント 2

新聞記事やインターネット、市役所の担当窓口などで資料を集めて見ましょう。



高齢者・障害者などが鉄道やバスなどを利用してスムーズに移動できるよう積極的に協力しましょう

ポイント 3

歩道に停められている自転車や看板が移動の障害になっていませんか？



必要に応じて高齢者・障害者などの移動を手助けしましょう

ポイント 4

高齢者や障害を持つ人の気持ちになって、できるところから実践してみましょう。



交通バリアフリー基本構想策定の 目的・効果

目 的

JR静岡駅・静岡鉄道新静岡駅・バスターミナルを中心とする「静岡駅周辺地区」では、国道、県道、市道が集中し、関係者が多岐にわたっているため、移動の円滑化への取り組みは、それぞれが行ってきました。

関係者が連携して更に事業を効果的に推進するため、地域にとって身近な静岡市が中心となって、バリアフリー化の必要な地区を指定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

なお、基本構想の作成にあたっては関係事業者間で整合を図るとともに、高齢者、障害者などの意向を反映させるようにつとめました。

効 果

静岡駅周辺地区における
基本構想

各事業者による事業計画

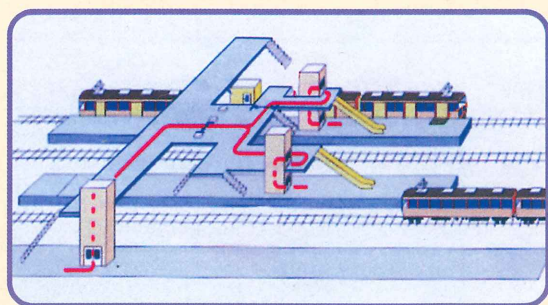
特定旅客施設、
特定経路を中心とする
バリアフリー化実施

基本構想の策定によって各事業者は、
事業の実施計画を作ります。

各事業者は事業計画に沿って
旅客施設、道路、駅前広場などについて
バリアフリー化を進めます。

2002年
(平成14年)

2010年
(平成22年)
基本構想の目標年度



＜駅・バスターミナル＞

お年寄りや障害を持った方が乗り換えや乗り継ぎをしやすくなります。



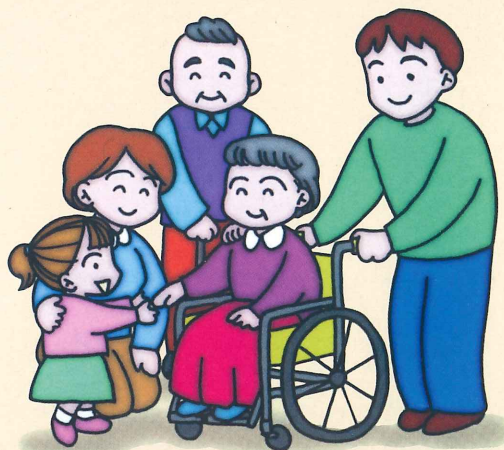
＜駅周辺の道路など＞

駅やバスターミナルと官公庁や病院など、お年寄りや障害を持った方が利用する施設へ移動しやすくなります。

用語解説

バリアフリー	高齢者、障害者などが社会生活をしていく上で物理的、社会的、制度的、心理的、及び情報面での障害を除去するという考え方。基本構想の「障害者など」には、妊産婦、けが人等を含みます。
ノーマライゼーション	障害のあるなしに関わらず、家庭や地域、職場、学校などで共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らす社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。
特定旅客施設	交通バリアフリー法に基づき市町村が基本構想を作成することができる旅客施設。具体的には鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船バスターミナル、航空旅客バスターミナルをいう。(法律により1日の利用客数が5,000人以上などの要件がある)
主要な目的施設	静岡駅周辺地区バリアフリー基本構想の中で示された官公庁、福祉施設、商店街等高齢者、身体障害者などが日常利用している施設。
重点整備地区	交通バリアフリー法で定められている「特定旅客施設」を中心とした徒歩圏(概ね500m～1kmの範囲)において、高齢者、障害者等が日常利用している「主要な目的施設」等が立地し、バリアフリー化を図ることが必要と考えられる地区。
特定経路	「特定旅客施設」と、高齢者、障害者などが日常利用している「主要な目的施設」を結ぶ道路などであり、移動円滑化のための歩道の段差解消や案内標識の設置など施設設備の対象。
特定事業	交通バリアフリー基本構想で定められた「重点整備地区」内において、公共交通事業者(鉄道・バス事業者等)、道路管理者(国、県、市)、都道府県公安委員会が基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、実施するバリアフリー化のための事業。

「静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」へのご理解とご協力をお願いいたします。



連絡先・編集発行

静岡市 都市局都市計画部 市街地整備課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1413 FAX 054-221-1117

R100

このパンフレットは再生紙を使用しています。